

第1章 教育大綱の策定について

はじめに

本市の教育は、子供たちに対する関係者の熱意と努力により、常に高い教育水準を維持し、豊かな社会や経済を支える人材の育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子・高齢化や高度情報化の進展など社会情勢の急激な変化に伴い、子供たち一人ひとりが抱える課題が複雑化、多様化する中で、いじめの深刻化や規範意識の低下など多くの問題も指摘されています。

このような時代の変化に対して、これまで培われてきた「周南教育」の成果を受け継ぎながら、「ふるさと周南」を愛し、高い「志」を抱いて周南の未来（あす）を担う子供たちを学校・家庭・地域が一体となって“共に”育てていくとともに、全ての市民がいきいきと学び続ける生涯学習社会の実現を図るため、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）を平成28年3月に決めました。

教育大綱の位置付け

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、「教育の目標」や「施策の根本的な方針」を総合教育会議での協議を経て、市長が策定しました。

教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、市長と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」（以下「まちづくり総合計画」という。）の教育に関する分野別計画を基本とし、教育委員会策定の「周南市の教育～『不易』と『流行』の教育を求めて～」とも整合を図りながら策定しました。

この教育大綱に掲げた教育理念や基本方針を具現化するため、「平成28年度周南市の教育」と教育基本法第17条第2項の規定による「教育振興基本計画」の内容を教育大綱に加え、これらを包含したものを「新たな教育大綱」として位置付けることにより、本市教育が目指す方向性や施策等を総合的に示した新たな指針として策定するものです。

教育大綱の期間

教育大綱が対象とする期間は、まちづくり総合計画の前期基本計画の期間と合わせ、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

周南市の教育行政に係る基本方針等の策定状況と教育大綱への一本化

周南市まちづくり総合計画 《平成27年3月策定》

平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律施行前の地方自治法第2条第4項の規定に準じて、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」として策定

【前期基本計画（平成27年度～31年度）】

※ 分野別計画の「1 教育・子育て」、「2 生涯学習・人権」の分野において、
教育政策の『基本施策』『推進施策』『基本方向』等を規定

周南市「教育大綱」 《平成28年3月策定》

平成27年4月改正施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3項の規定に基づき、「教育の目標や施策の根本的な方針」として策定

※ 「まちづくり総合計画」、「周南市の教育」との整合を図りながら、
教育政策の『基本理念』『基本方針』『推進方向』『対象施策』等を規定

周南市の教育 《平成28年3月策定》

教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画に準ずるものとして、「教育大綱」の基本方針を踏まえた平成28年度における重点施策の事業概要をまとめたものとして策定

周南市教育振興基本計画 《平成29年3月策定》

教育基本法第17条第2項に規定により、地域の実情に応じた教育に関する基本的な計画

※ 地方公共団体に対して策定の努力義務があり、多くの自治体で策定している。



「新たな教育大綱」として一本化

新たな教育大綱

市長と教育委員会の連携により平成28年3月に策定した「教育大綱」に、「周南市の教育」及び教育基本法第17条第2項の規定による「教育振興基本計画」の内容を加え、包含することにより、教育行政に関する施策をより効果的で着実に推進する「新たな教育大綱」として一本化する。

